

# 東彼杵町令和 2 年度

## 保育所等入所申込の手引き

1 申込期間 別紙「受付期間について」を参照してください。

### 2 申込方法

1号認定を希望される場合は、園へ直接申し込みください。

2号・3号を希望される場合は、町福祉係（0957-46-1155）窓口へ申し込みください。

認定区分	必要な書類
1号認定の場合 (幼稚園相当)	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書（児童1人につき1枚）・・・様式1 ※ 保護者が未婚のひとり親の場合 <input type="checkbox"/> 東彼杵町子どものための教育・保育に関する利用者負担額における寡婦（夫）控除等の見なし適用申請書
2号、3号認定の場合 (保育園相当)	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書（児童1人につき1枚）・・・様式1 <input type="checkbox"/> 入所に関する誓約書・承諾事項・・・様式2 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類・・・様式3～5 （「3 保育所入所資格」の該当する証明書） ※ 同一世帯内に幼稚園、特別支援学校幼稚部等に通園している兄弟児がいる世帯 <input type="checkbox"/> 在園証明書など ※ 保護者が未婚のひとり親の場合 <input type="checkbox"/> 東彼杵町子どものための教育・保育に関する利用者負担額における寡婦（夫）控除等の見なし適用申請書

※保護者の収入額合算が103万円未満の場合、同居家族のうち所得の中心者の町民税額が保育料算定の対象となります。

※申請書にマイナンバーの記載がない場合、課税証明書や障害者手帳・療育手帳等の提出が必要となる場合があります。

※未婚のひとり親を対象に、保育料の算定に税制上の寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。該当する世帯は申請書の提出が必要です。

### 3 保育所入所資格

保育所入所（2号・3号）を希望される場合は、児童の父母が次のいずれかに該当することが必要です。

※ただし、入所資格があっても、保育所定員に余裕がないときは入所できません。

保育の利用を必要とする理由	必要書類
就労	○会社等に勤務している場合・・・勤務（内定）証明書 ○自営業の場合（農業など）・・・勤務確認書（自営業等）
疾病・障害	疾病等により児童が保育できないという医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳等の写し
介護等	被介護者等の診断書または要介護保険証や身体障害者手帳等の写し
災害復旧	り災証明書など
求職活動	勤務予定申立書（求職活動中）
就学・職業訓練	在学証明、職業訓練受講指示書などの写し
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日のわかるページ）
育児休業（継続利用）	勤務・内職(内定)証明書
その他	役場窓口にご相談ください

※保育の利用を必要とする理由ごとに、利用できる期間があります。「7 保育期間について」を確認してください。

#### 4 保育を受けられる時間（保育の必要量）

保育所では、保育の量によって保育を受けられる時間が「標準時間」か「短時間」に分かれます。

	就労時間	利用できる保育時間
保育標準時間	父・母それぞれ月120時間以上の労働	1日最大11時間
保育短時間	父・母どちらかが月60時間以上月120時間未満の労働	1日最大8時間

※1日の最大保育時間は（標準：11時間、短時間：8時間）を超えた利用は延長保育となり、別途料金が発生します。

※保育の時間帯は、各園にお問い合わせください。

※母（父）子家庭の場合、母（父）のみの就労時間で保育時間を決定します。

※求職活動を理由に園を利用する場合は短時間となります。

#### 5 入所選考と決定について

園の受け入れできる人数以上の申込みがあった場合は選考となり、保育の必要性の高い児童から順に決定します。

各月の受付期間最終日から、1週間程度で認定証と利用が決まった施設についてお知らせ

せします。(4月など、申し込みが多数となる月は時間を要する場合があります。)

認定証とは、保育の必要性を認める書類です。認定証で保育所が利用できるわけではありません。

利用施設については、利用者負担額決定通知書でご確認ください。入所施設が決まったら園へ連絡し、園に必要な物、面談、入園式等の確認をしてください。

翌年度も利用を希望する場合、例年11月頃更新の手続きのための案内をお送りします。その際には保育の必要性を再確認しますので、勤務証明書等を提出していただきます。

## 6 利用者負担金（保育料）について

3歳未満の保育料と、3歳児以上の副食費の免除該当/非該当については、保護者等の住民税額で決定します。毎年4月と9月にお知らせをします。

保育料	保育料決定にかかる住民税
R2. 4月分 ~ R2. 8月分	令和元年度分
R2. 9月分 ~ R3. 3月分	令和2年度分

保育園を利用される方の保育料は東彼杵町に、認定こども園・幼稚園を利用される方の保育料及び保育園・幼稚園・認定こども園の副食費は各園に納めることとなります。町外の園を利用する場合も同様です。

### 《入金方法》

東彼杵町への保育料の納入方法は、口座振替か納付書となります。

口座振替は各金融機関でお手続きください。引き落とし日は毎月25日(休日の場合翌営業日)です。金融機関で手続きされた日の翌月分から口座振替となります。

納付書は毎月15日頃お送りしますので、納付書に記載された金融機関やコンビニ等で支払いをお願いします。

保育料は月額のため、途中で園を休んだ場合や、役場で退所手続きしなかった場合も月額の満額を請求します。

## 7 保育期間について

保育を必要とする理由ごとに、利用できる期間があります。

保育の利用を必要とする理由	保育期間
就労	就労開始の2週間前から保護者の就労終了、もしくは年度末まで ※翌年度も利用するには勤務証明書の提出と継続利用の申込みが必要です。11月頃案内をお送りします。
入院	入院期間2週間前から退院日まで
自宅療養	療養期間が明示された診断書等に記載された期間
出産	予定日の前後3か月
求職活動	3か月

## 8 退所について

保育所を退所する場合は、役場に退所届を提出する必要があります。町外へ転出する場合も退所の手続きを役場で行ってください。その場合、退所日は転出日前までの日付となります。

転出後、同じ園を使いたい場合でも、退所手続きをする必要があります。転出後も東彼杵町の園を使いたい場合、新しい住所地の役所で再度入所手続きをする必要がありますので、転出前に新しい住所地の役所に相談することをお勧めします。

## 9 申込内容等の変更について

以下の内容に変更があった場合、もしくは変更を希望する場合、役場に変更届等の提出が必要です。

- 保護者、園児の住所、氏名、園児の家族状況（園児の保護者の結婚、離婚等）
- 利用中の保育施設
- 認定区分の変更
- 保育を必要とする理由
- 税額

変更内容によっては、添付書類が必要となります。電話・窓口等でご相談ください。

## 10 その他

• 児童の発達に心配がある場合…お早目に各園や役場健康推進係にご相談ください。  
• ならし保育について…集団生活に慣れるまでには日数がかかる場合があります。児童の状況に即し、各園で保育時間を設定することもあります。ならし保育の期間も入所の期間に含まれます。

• アレルギー対応…各園アレルギー対応を実施していますが、対応方法については事前に園にお問い合わせください。

• 東彼杵町民で、町外の保育園・こども園を希望の場合、園の所在する自治体の締め切りまでに申し込む必要がありますので、お早目にご相談ください。

## 11 町内保育施設

認定こども園 ひまわりえん 彼杵宿郷 362 番地 1 Tel0957-46-1485

利用定員 1号 15人 2・3号 55人

開所時間 7:00~18:00 (延長保育 19時まで)

やまだこども園 蔵本郷 1510 番地 Tel0957-46-0824

利用定員 1号 15人 2・3号 90人

開所時間 7:00~18:00 (延長保育 19時まで)

認定こども園つばさ 平似田郷 702 番地 Tel0957-47-0648

利用定員 1号 120人 2・3号 90人

開所時間 7:00~18:00 (延長保育 19時まで)